

○国家公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年七月十七日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法 第4節 安全な速度と車間距離 1 安全な速度 (1) 自動車を運転する場合は、標識（付表3(1)25、25の2）や標示（付表3(2)6）によつて示されている最高速度を超えて運転してはいけません。標識や標示で指定されていないときは、<u>主として地域住民の日常生活に利用される生活道路のような、中央線などがない一般道路（注8）では時速30キロメートル、それ以外の一般道路では時速60キロメートルを超えて運転してはいけません（高速自動車国道については、第7章第2節2を参照）。</u> (2) [略] (3) 決められた速度の範囲内であつても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく<u>考え、特に生活道路においては、歩行者が優先という意識を持つて、安全な速度で走りましょう。</u> [2～4 略] 第9節 オートマチック車などの運転 1 [略] 2 先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転 先進安全自動車（ＡＳＶ）（<u>注9</u>）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技	第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法 第4節 安全な速度と車間距離 1 安全な速度 (1) 自動車を運転する場合は、標識（付表3(1)25、25の2）や標示（付表3(2)6）によつて示されている最高速度を超えて運転してはいけません。標識や標示で指定されていないときは、<u>時速60キロメートルを超えて運転してはいけません（高速自動車国道については、第7章第2節2を参照）。</u> (2) [同左] (3) 決められた速度の範囲内であつても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく<u>考えて、安全な速度で走りましょう。</u> [2～4 同左] 第9節 オートマチック車などの運転 1 [同左] 2 先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転 先進安全自動車（ＡＳＶ）（<u>注8</u>）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技

術を過信せずに運転しましょう。

[削る。]

3 [略]

注8 中央線などがない一般道路……次のもの以外の一般道路をいいます。

- (1) 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- (2) 自動車専用道路
- (3) 中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- (4) 道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている道路

注9 先進安全自動車（ＡＳＶ）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ＡＣＣ（定速走行・車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

術を過信せずに運転しましょう。

注8 先進安全自動車（ＡＳＶ）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ＡＣＣ（定速走行・車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

3 [同左]

[加える。]

[加える。]

ます。

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注10）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上時速50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため時速50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはありません。

注10 [略]

用語のまとめ

[注1～注7 略]

注8 中央線などがない一般道路……次のもの以外の一般道路をいいます。

- (1) 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- (2) 自動車専用道路
- (3) 中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- (4) 道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている道路

注9・注10 [略]

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注9）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはありません。

注9 [同左]

用語のまとめ

[注1～注7 同左]

[加える。]

注8・注9 [同左]

付表3 標識・標示の種類と意味

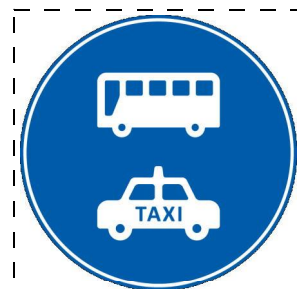
(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番 号	表示する意味	色
[略]				
許可車両専用		30の2	路線バス、貸切バス などであつて、道路 管理者の許可を受け たものが停留するこ とができる施設の指 定	同 上
許可車両専用		30の3	タクシーであつて、 道路管理者の許可を 受けたものが停留す ることができる施設 の指定	同 上
許可車両専用		30の4	トラックであつて、 道路管理者の許可を 受けたものが停留す ることができる施設 の指定	同 上

種	類	番 号	表示する意味	色
[同左]				
許可車両専用		30の2	路線バス、貸切バス などであつて、道路 管理者の許可を受け たものが停留するこ とができる施設の指 定	同 上
許可車両専用		30の3	タクシーであつて、 道路管理者の許可を 受けたものが停留す ることができる施設 の指定	同 上
許可車両専用		30の4	トラックであつて、 道路管理者の許可を 受けたものが停留す ることができる施設 の指定	同 上

許可車両（組合せ）専用	30の5	標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同 上
			
[略]			
[イ～オ 略]			
(2) [略]			

許可車両（組合せ）専用	30の5	標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同 上
			
[同左]			
[イ～オ 同左]			
(2) [同左]			

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。ただし、付表3(1)アの改正規定は、公布の日から施行する。